

**箕 面 市 立 小 ・ 中 学 校**  
**(止々呂美小・中学校を除く)**

**便所防臭清掃管理委託仕様書**

## 箕面市立小・中学校便所防臭清掃管理委託仕様書

この仕様書は、箕面市立小・中学校便所防臭清掃管理委託の内容（以下「業務内容」という。）を示すものである。

1. 業務期間  
平成29年10月1日から平成34年9月30日までとする。
2. 業務内容及び実施回数  
業務内容は以下のとおりとし、別紙「学校別清掃対象便器一覧表」に記載のある校舎内の便器については実施回数を年間6回とする。また、「学校別清掃対象屋外便所一覧表」に記載のある便器については一覧表のとおり回数とする。なお、年間1回のみとなる対象便器の実施時期は原則一覧表に指定した月に実施するものとする。
3. 業務対象物  
業務の対象は、別紙「学校別清掃対象便器一覧表」及び「学校別清掃対象屋外便所一覧表」に記載された便器とする。
4. 尿石の除去  
便器内に付着した尿石を除去する。
5. つまりの解消  
排水状態を確認し、状態が悪い箇所については、ワイヤー又は高圧洗浄機を使用しつまりを解消する。（尿石の蓄積によるつまりの場合のみで、管内に混入した異物は除く）
6. 水垢（黒ずみ）の除去  
便器表面の水垢や鉄錆等を除去し、新品に近い外観に復元する。
7. 金属部分（フラッシュバルブ等）の清掃  
金属部分の酸化皮膜を除去する（ペーパー掛け等の作業を含む）
8. 便器周辺（床・壁）等の洗浄  
便器を中心に半径50cm以内の床及び床から120cmまでの壁（甲板がある場合は甲板を含む）の洗浄し、拭き上げる。
9. 確認・調整等
  - ① リム部など…鏡で確認
  - ② トラップ…目視及び内視鏡による確認
  - ③ 洗浄水量…適正な量に調整
  - ④ 洗浄・排水状態…洗浄装置を実際に作動させて、洗浄及び排水の状態をチェック
10. 故障箇所の報告

水漏れ・破損等の故障箇所がないかを確認し、故障箇所を発見した場合は、写真付きで一覧表を作成し、報告すること。

#### 11. 報告書

各月の作業終了後、別途指示する「作業報告書」を作成し、学校の確認を受けた後、翌月15日までに教育委員会へ提出すること。なお、「作業報告書」には清掃作業前・中・後の写真を添付すること。

#### 12. 安全管理

- ①学校に入るときは、事前に学校長又は教頭に、日時・作業時間・作業人数等を連絡し、作業日程を調整すること。
- ②作業車の学校への出入り及び駐車時等には安全の確認を徹底する。
- ③作業中は低学年児童でも認識できるような作業中の看板を設置し、児童生徒が絶対にトイレに立ち入れないようにするとともに、学校運営を妨げてはならない。
- ④全作業者は制服を着用するとともに腕章又は胸章等を必ず付け、作業関係者であることが誰にでも判別できるようにする。
- ⑤その他、作業現場が学校であることを念頭に置き、万全の安全策を講じて作業しなければならない。

#### 13. その他

- ①学校における便所の美化活動推進のために教育委員会の求めがあったときは、専門業者としての適切な助言・資料の提供等を行うものとする。
- ②清掃作業実施後は、学校長又は教頭の確認を受け、作業完了の承認印を得なければならない。承認されなかったときは、直ちに手直し作業を実施しなければならない。
- ③教育委員会は、作業実施後、次回作業日までの間に防臭効果等について中間確認を実施することができる。この場合において、作業内容が不十分と判断したときは、直ちに清掃作業のやり直しを命ずることができるものとする。
- ④清掃作業時の使用薬剤・洗剤については、事前に製造会社名・商品名・MSDSを教育委員会に提出し承認を得なければならない。変更するときも同様とする。
- ⑤清掃作業が原因で施設・設備等を破損させたときは、直ちに学校長又は教頭に報告するとともに、その指示に従い受託者は原状に復する義務を負う。
- ⑥清掃作業中に発生したゴミ等は、受託者が持ち帰り、適正に処理する。
- ⑦この仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じたときは、教育委員会と受託者が誠実に協議して定めるものとする。

学校別清掃対象便器一覧表

学校名	所在地	小便器数
箕面小学校	箕面市百楽荘 1-8-8	46
萱野小学校	箕面市萱野 2-7-40	53
北小学校	箕面市箕面 3-4-1	40
南小学校	箕面市桜 6-5-1	52
西小学校	箕面市新稲 3-12-2	64
東小学校	箕面市粟生新家 5-5-1	44
西南小学校	箕面市瀬川 3-2-1	36
萱野東小学校	箕面市石丸 1-18-1	42
豊川北小学校	箕面市粟生間谷西 4-3-1	60
中小学校	箕面市稲 1-15-8	85
豊川南小学校	箕面市小野原東 3-2-1	96
萱野北小学校	箕面市如意谷 4-4-1	44
第一中学校	箕面市新稲 3-2-1	61
第二中学校	箕面市萱野 1-15-12	66
第三中学校	箕面市瀬川 3-2-2	67
第四中学校	箕面市石丸 1-17-1	35
第五中学校	箕面市稲 4-3-12	46
第六中学校	箕面市粟生間谷西 1-3-1	52
彩都の丘学園	箕面市彩都粟生北 2-1-5	43

## 学校別清掃対象屋外便所一覧表

学校名	プール付属棟に属するトイレ		施設開放団体に開放しているトイレ	
	プール付属棟に属する トイレ 年1回	実施時期	プール付属棟に属するトイレ 年6回（2ヶ月に1回）	独立した屋外トイレ 年6回（2ヶ月に1回）
箕面小	—	—	○	—
萱野小	○	5月	—	○
北小	○	4月	—	—
南小	○	4月	—	○
西小	○	4月	—	○
東小	○	5月	—	○
西南小	○	4月	—	○
萱野東小	—	—	○	—
豊川北小	○	5月	—	○
中小	—	—	○	—
豊川南小	○	5月	—	—
萱野北小	—	—	○	—
一中	○	4月	—	○
二中	○	4月	—	○
三中	—	—	○	—
四中	○	5月	—	○
五中	○	5月	—	○
六中	○	4月	—	○
合計	13校		5校	11校

○ …偶数月実施 (○なし) …清掃不用

○ …奇数月実施